

会 議 録

会議名称	令和5年度第1回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会
開催日時	令和5年8月9日(水) 13時30分~15時30分
開催場所	佐倉市役所 議会棟全員協議会室
出席者等	委員:四方田委員、須藤委員、秋山委員、大賀委員、岡田委員、 岡本委員、北澤委員、篠塚委員、秀島委員、三谷委員、 山口委員、山崎委員、山下委員 事務局:福祉部 山本部長 障害福祉課 松澤課長、日暮副主幹、平野主査、 土屋主査、東城主査、濱田主任主事 佐倉南図書館 吉尾館長
会議議題	① 会長及び副会長の選出について ② 懇話会の会議の公開について ③ 計画策定のスケジュールについて ④ 計画策定の基本的な方針について ⑤ 障害福祉アンケートの速報値について ⑥ その他
会議経過	別紙 令和5年度第1回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 会議要録のとおり

令和5年度第1回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 会議要録

【1 開会】

【2 議題等】

- ① 会長及び副会長の選出について(非公開)
- ② 懇話会の会議の公開について(非公開)
- ③ 計画策定のスケジュールについて(公開)
- ④ 計画策定の基本的な方針について(公開)
- ⑤ 障害福祉アンケートの速報値について(公開)
- ⑥ その他(公開)

【3 閉会】

①会長及び副会長の選出について(非公開)

会長の選出及び会長不在時の職務代理者としての副会長の選出について意見はあるか。

(委員)

事務局一任ということていかがか。

(事務局)

事務局の提案として、会長を四方田委員に、副会長には須藤委員を推薦する。

【委員全員異議なし】

②懇話会の会議の公開について(非公開)

佐倉市情報公開条例により、原則会議は公開とする。会議録は議事要録とし、氏名を伏せた形の作成方法とする。

【委員全員異議なし】

③計画策定のスケジュールについて(公開)

(事務局)

(資料 1 にて説明)

計画の策定にあたっては、本懇話会で委員からの意見をお聞きする他、令和 6 年の 2 月にはパブリックコメント(市民意見公募)を実施する。

懇話会の第 2 回以降は、計画の素案をお示ししながら、皆様に意見をいただきたいと考えている。また、懇話会開催前にもしご質問等がある場合は、その都度事務局にお知らせいただきたい。

④計画策定の基本的な方針について(公開)

(事務局)

(説明①:策定する計画の概要、位置づけ、第5次障害者基本計画(国)概要について説明(資料2~4、事前送付資料))

(市の現行計画について)

- ・ 現行計画は、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を一体のものとして策定してきた。それぞれ、国の計画や基本指針に基づき、市の実情を考慮した上で定めている。
- ・ 現行計画は令和 5 年度で終了することから、現行計画の評価を行った上、国の動向などを踏まえて、懇話会の意見を聞きながら今年度中に新計画を策定する。
- ・ 現行計画の目標値に対しての実績値について、参考資料 1・2・3 にまとめている。

(第5次障害者基本計画(国計画)について)

- ・ 第5次障害者基本計画は令和 5 年度から 9 年度までの 5 年間の計画であり、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえて策定をしている。

「国の第4次計画からの主な変更点」

- 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止の中「改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取り組み等の推進」

- 防災・防犯等の推進の中、「福祉、防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保」
- SDGs や障害理解の促進（心のバリアフリーなど）が多く記載

（障害福祉計画について）

- ・ 障害福祉計画は、国の基本指針（令和 5 年 5 月中旬に告示）に基づき、各地方公共団体が計画を策定する。
- ・ 国基本指針には成果目標が記載されており、自治体がそれを踏まえて目標を設定する。

質疑

（委員）

資料 2 の読書バリアフリー法に基づく読書バリアフリー計画を新しい計画に盛り込むとなっているが、意図が見えない。

また、事前送付資料（障害福祉計画にかかる国の基本指針の概要）に「新規」と「新設」といった言葉が出てくるが、違いはどこにあるのか。

→（事務局）

読書バリアフリー計画については、後ほど説明する。国作成資料の新規と新設の違いは、目標と活動指標の違いと思われる。ただし、国の資料のため、推測となる。

（事務局）

（説明②：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、読書バリアフリー法に基づく市町村計画について説明（資料 3））

障害者基本計画（国）においても、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえているが、この法律について説明する。

- ・ すべての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要（第 1 条関係）

- ・ 障害の有無に関わらず、同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする(理念)

この障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえて、市の計画を考えるにあたり、読書バリアフリー法に基づく市の取組を一体的に計画として定めることにより、市民の方にとってわかりやすい計画になると考えており、図書館側と協議し、一緒の計画として策定できないか検討している。

(事務局:佐倉南図書館)

(説明③:読書バリアフリー法と現在の図書館における障害者サービスについて説明(資料4))

読書バリアフリー法は、視覚障害者等の読書環境を整備し、障害の有無にかかわらず、誰もが読書情報にアクセスできるようにするということを目的としている。

対象は視覚障害者だけではなく、発達障害、肢体不自由、その他視覚による表現の認識が困難な方を対象としている。

[現在の施設の状況等]

- ・ 点字ブロック・スロープ(佐倉・志津・佐倉南)
- ・ 拡大読書器(志津・佐倉南)
- ・ 対面朗読室(佐倉・志津)

[資料]

- ・ 大活字本、点字本、録音図書(音声版こうほう佐倉)等

[サービス]

- ・ 対面朗読(対面朗読ボランティアによる実施)
- ・ サピエ図書館(※)に加入(令和3年度から)等

(※)サピエ図書館

視覚障害者及び視覚による表現の認識が困難な方に対して、点字図書や録音図書のデータベースの利用(全国の点字図書館や公共図書館、ボランティア団体などが作成する資料の目録を含む)を提供するもの。

(事務局)

読書に関する事ではなくて図書館にある情報の取得という意味で、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨とも合致しており、現在の取組を市民に周知していきたいという思いから、一体の計画として策定していきたいと考えている。

質疑

(委員)

図書館にはビデオライブラリーはあるのか。耳の聞こえない人は字幕がないと見えないので、そこも検討材料にしてほしい。

→(事務局)

3か所の図書館に、DVDやビデオを置いている。

(委員)

図書館の取組はいい取組だと思うので、どんどん推奨してほしい。その取組についてもパンフレットを置くなどして周知を図ってほしい。

それともう一点、障害者計画が3年から6年にする検討は、たいへん喜ばしいと感じるところ。期間をかけて、じっくり施策に取り組むことができることを期待している。

→(事務局)

読書バリアフリー法に基づく計画を障害者計画等と一体のものとして策定するという手法は、実践している自治体は少ないが事例はある。

(事務局)

(説明④:計画期間、現計画と国計画の整合、障害者総合支援協議会における課題、基本理念(案)について説明(資料5~10、事前送付資料))

計画策定は、①国計画等との整合 ②現在の計画の進捗を踏まえて検討を進めていきたい。資料7は、これまでの市計画の進捗と令和5年3月に策定された第5次障害者

基本計画(国)の進めるべき11の分野についての対応表である。

事務局としては、現在の市計画と国の障害者基本計画が概ね進んでいる方向が一致しているという所感であり、国計画の新しい要素を入れていく方向で検討を進めていく。

現計画の進捗としては、新型コロナウイルス感染症の影響で、障害理解促進の取組が一部不十分であったこと、地域生活への移行が国の目標値まで進んでいない等がある。

引き続き重点的に進めるべき内容としては、災害時等の安全確保に関する事項等である(資料6)。

障害者総合支援協議会からの意見と専門部会における課題は資料9のとおりである。

次期計画の基本理念は、国計画と現在策定中の地域福祉計画の理念を踏まえて、「障害のあるもない人も一人ひとりが自分らしく、お互いを認め合い、支え合い暮らせるまち・佐倉」としたい(資料10)。

質疑

(委員)

小中学校では8.8%が発達障害とのデータ(※)と、その7割がいじめにあっているとの報告がある。いじめにあうと、長期欠席(30日以上)やひきこもりにつながる。

高等学校の保健体育の学習指導要領が40年振りに改訂され、期待を持っていたが、市の教育委員会に精神障害者に対して上手に指導してほしいと思い、問い合わせをしたところ、「小中学校には関係が無い」という回答であった。

精神障害を理解いただく機会がなかなか無いため、この場でお願いをしたい。

(※)通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(文科省:令和4年12月公表)にて、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」と推定された児童・生徒が8.8%

→(事務局)

次期計画において、発達障害に限った施策の記載は難しいと考えるが、様々な障害につ

いての記載を検討していきたい。

(委員)

この3年間で障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など障害者支援の環境が大きく変わってきたと感じるところ。最近一番驚いたこととして、障害者権利条約の対日審査にかかる総括所見である。ここ10年で障害者施策は進んだと考えていたが国際的にみると日本は遅れている現状を知った。

障害福祉計画は主に障害福祉サービスの提供量についてで、実務的過ぎるため、障害者計画と共に作成することに難しさを感じる。障害福祉計画に引きずられず、障害者計画に高い目標を設定していきたいところである。そもそも障害者計画は必要なのか。と思うときもある。総合計画に1本化してもいいのでは。前回の計画策定時も結局、総合計画ありきで進んでしまい、なかなか新たな提案等ができなかった。

現在、総合計画の策定状況はどのようになっているのか。

→(事務局)総合計画は12年計画で行っている。12年を前期・中期・後期と分け、4年ごとに見直しを行っている。いまは、前期計画の最終年で、見直しを進めているところ。障害の内容についても、記載をしている。総合計画審議会というものがあり、障害福祉課からも意見を出しているところである。

(委員)

資料7に記載のあるヤングケアラーは、なかなか様々な福祉サービスに結びつかない現状がある。ヤングケアラーとの関係構築や支援につなげていくのは地域住民であると考え。社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と障害者計画がうまくかみ合うとより充実すると考える。

→(事務局)承知した。

⑤障害福祉アンケートの速報値について(公開)

(資料11・12にて説明)

調査対象は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、18歳未満18歳以上を含めて合計2,500人に調査を実施した。

回答方法は、郵送による回答とスマホでも回答できるウェブ回答を併用した。今回は、すべての設問に対して、障害別のクロス集計を行った。集計結果の分析はこれからであるが、速報値ということでクロス集計の結果と自由記載について資料とした。

自由記載を含め非常にたくさんの意見いただいているため、お目通しいただき、2回目以降の懇話会で意見をいただきたい。

質疑

(委員)

精神障害者は、障害者手帳の取得率が56%というデータがある。他は、自立支援医療のみの使用者が多い。次回以降のアンケート調査では、より実態把握するため、自立支援医療のみの方も対象者に加えてほしい。

→(事務局)次回以降の参考とさせていただく。